

## 国民年金付加保険料の納付のご案内

付加保険料制度は、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加年金額（年額）は、200円×付加保険料納付月数となります。付加保険料の納付を希望される場合は手続きが必要です。

※国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付することはできません

**問合せ** 国保年金課医療年金係  
 内線3131・3134、  
 渋川年金事務所国民年金課  
 0279・22・1607

## 1001876 後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

### ■被保険者証

保険証の有効期限は7月31日（土）までです。8月から使用する保険証は7月中（新たに75歳になる人は誕生日の前日まで）に郵送します。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは、医療機関の

窓口へ必ず提示してください。

### ■高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

初めて該当したときは、群馬県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して、国保年金課医療年金係へ提出してください。

### ■高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

本市に継続して住民登録している群馬県後期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請案内を通知します。

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。申請により「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付される場合があります。

これを病院の窓口へ提示すると、認定を受けた自己負担限度額・標準負担額までの負担となります。交付対象となるかは問い合わせください。

### ■保険料の仮徴収

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。

その他の人は、本年度の保険料を基に暫定の保険料（仮徴収額）を算出し、4月と6月に納付します。本算定（8月）で、来年度の保険料額確定後に、仮徴収で納めた額の残りをその後納付します。

### ■保険料納付

保険料は期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、有効期限の短い短期被保険者証が交付されることがあります。また、滞納期間によっては延滞金が増算されます。保険料は滞納したままにせずご相談ください。

**問合せ** 国保年金課医療年金係  
 内線3133

## 幼稚園の預かり保育など施設等利用給付認定

次の人は保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けていないと、保育料などが無償化になりません。施設をご利用前に認定申請書の提出をお願いします。

定（施設等利用給付認定）を受けていないと、保育料などが無償化になりません。施設をご利用前に認定申請書の提出をお願いします。

### ■幼稚園、認定こども園の預かり保育を利用の人

▽3〜5歳児クラスの保育の必要性のある子ども

▽満3歳児クラスのうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

■認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用の人

▽3〜5歳児クラスの保育の必要性のある子ども

▽0〜2歳児クラス（満3歳児を含む）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

■保育の必要性 保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育をできない状況があります

■保育の必要性の事由

①就労②妊娠・出産③疾病・障害④介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待・DV⑨その他

※父母ともに証明する書類をご提出いただきます

**問合せ** 子ども課保育係  
 内線3126

(広報)

(広報)